

陳情第 5 号



陳情書

2024年6月6日

霧島市議会
議長 仮屋 国治 様

始良伊佐地域退職者団体連合
会長 外山 浩己
霧島市隼人町見
TEL 0995-44-

鹿児島県退職教職員連絡協議会
始良伊佐支部 会長 家村 謙
霧島市溝辺町
TEL

健康保険証の存続を求める陳情について

貴職におかれては、市民福祉の向上と市政の発展のためご尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

さて、マイナンバー法等の改正に伴って、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が行われ、健康保険証を廃止することが決まりました。この「マイナ保険証」を巡っては問題が続出し、国民の不安が増えています。

つきましては、現行健康保険証の存続をお願いするために、国に対して地方自治法に基づく意見書を提出していただきますよう陳情致します。

<陳情の趣旨>

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止することが決まりました。

マイナンバーカードを巡っては様々な問題が発生しています。とりわけ「マイナ保険証」に関しては、高齢者や障がい者で申請が困難な人や窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例、他人の情報がカードに紐づけされていたケースなどがありました。また、被保険者や医療現場からも不安と懸念の声が上がっており、国民の不安と不信が払拭されない中で、マイナ保険証の利用率も向上していません。

このまま健康保険証が廃止されれば国民皆保険制度の根幹を揺るがすこととなります。いま必要なことは、現行健康保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出した原点に立ち返り、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させるための政府の冷静な判断であります。

以上の趣旨から、次の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を国に対して提出していただきますよう陳情します。

<陳情項目>

- 1、マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること。
- 2、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行の健康保険証を存続させること。